

平成 25 年 8 月 1 日

公益社団法人  
日本リハビリテーション医学会  
正 会 員 各 位

公益社団法人  
日本リハビリテーション医学会  
理事長 水 間 正 澄

## 代議員選挙に伴う有権者名簿の作成及び 会員用 Web システム登録のお願い

平成 25 年 6 月 12 日に開催された本医学会平成 25 年度代議員総会において、代議員選挙に関する規則の一部改正案及び平成 25 年度に実施する代議員選挙の日程案が承認されました。

代議員選挙は次頁の日程で行われますが、代議員選挙を実施するにあたり平成 25 年 10 月 1 日現在で有権者名簿を作成する必要があります。

有権者名簿に登録される有権者の所属地区別は、正会員台帳に記載された勤務先または勤務先がない場合には学会誌送付先住所となりますので、平成 25 年 10 月 1 日以前に登録先に変更がある場合は、平成 25 年 9 月 25 日（水）までに会員専用 Web システムによるオンラインまたは学会誌に掲載されている「変更届」の用紙によって事務局にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

勤務先が変更されているにもかかわらず、期日までに変更届の手続きが完了しなかった場合は、正会員台帳に記載されたままの古い勤務先が所属地区となりますので、ご注意ください。

なお、今回の代議員選挙から **Web 投票（申出のあった場合は郵送投票）**となります。

Web 投票を行うために、会員用 Web システム未登録の方は、HP の会員専用ページの「専用ページへログイン」画面から事前にご登録くださるようお願いいたします。

---

## 平成 25 年度代議員選挙日程

- 平成 25 年 10 月 1 日 (火) 有権者名簿基準日 (名簿の確定)
- 平成 25 年 11 月 11 日 (月) 代議員選挙公示
- 平成 25 年 11 月 20 日 (水) 有権者名簿送付期日 (有権者名簿の発送)
- 平成 25 年 11 月 29 日 (金) 有権者名簿異議申し立て期日  
投票方法選択期日 (書面投票の申込期限)
- 平成 25 年 12 月 20 日 (金) 立候補届締切日
- 平成 26 年 1 月 20 日 (月) 立候補者名簿公示日 (投票開始)
- 平成 26 年 2 月 13 日 (木) 選挙期日 (投票締め切り)
- 平成 26 年 2 月 14 日 (金) 開票日  
当選通知, 選挙結果公示
- 平成 26 年 2 月 28 日 (金) 異議申し立て期日

### \*代議員の任期について

日本リハビリテーション医学会定款第 12 条第 5 項により次の通りとなる.

現代議員の任期 平成 26 年 2 月 14 日まで

新代議員の任期 平成 26 年 2 月 15 日から次回代議員選挙終了時まで

---

## 代議員選挙に関する規則

### (目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会定款第12条に基づき、代議員の選出に関する事項について定める。

### (選出方法)

第2条 代議員の選出は、正会員の中より選挙によって行う。

### (選出区域)

第3条 選挙は、全国を次の区域に分けて行う。

- (1) 北海道地区
- (2) 東北地区：青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
- (3) 関東地区：新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県
- (4) 北陸地区：富山県、石川県、福井県
- (5) 中部東海地区：静岡県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県
- (6) 近畿地区：滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県
- (7) 中国・四国地区：鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、愛媛県
- (8) 九州地区：福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

### (選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における正会員に限りこれを有する。

- 2 被選挙人となるためには、選挙権を有する前第1項の正会員であることが条件であり、加えて正会員2名による推薦を要する。
- 3 選挙人及び被選挙人の所属地区別は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における正会員台帳に記載された勤務先とする。
- 4 勤務先がない場合は、学会誌送付先とする。

### (代議員定数)

第5条 代議員定数は、定款第12条第1項により250名以上300名以内とし、これを各地区の正会員数に按分比例して割当てる。その算定は、第6条に定める選挙管理委員会において行い、同委員会の割当てた各地区の代議員数の合計数をもって代議員定数とする。

### (選挙管理委員会)

第6条 この規則による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会委員（以下、「委員」という。）は、理事長が理事会の議を経て、正会員の中から地区毎に1名（合計8名）ずつ委嘱する。

- 3 委員は委員会を組織し、委員長は委員の中から互選する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会の運営に関して、必要な事項は別に定める。

(選挙の公示及び選挙人名簿)

第7条 選挙に関する公示は別に定める日までに行わなければならない。

- 2 委員会は、選挙の行われる年の前年の別に定める日における有権者名簿を別に定める日までに全会員に送付する。
- 3 選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記があると認めるときは、別に定める日までに、委員会に異議の申し立てをすることができる。
- 4 委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

(立候補の届け出及び辞退)

第8条 立候補しようとする者は、別に定める日までに、所信表明書などを添えた文書により委員長に届け出なければならない。

- 2 候補者であることを辞退する場合は、別に定める日までに到着するように、候補者本人の自署による立候補辞退届を委員長に提出しなければならない。

(公示)

第9条 委員会は、地区毎に候補者の名簿及び所信表明書等をまとめ、選挙の行われる年の別に定める日までに、会員に公示しなければならない。

(選挙期日)

第10条 選挙期日は、別に定める日とする。

(投票)

第11条 選挙人は、所属する地区に定められた投票数に従って候補者を選出する。

- 2 投票は、無記名投票とする。
- 3 投票は、電磁的方法によって行うことができる。

(開票)

第12条 委員会は、選挙の公正性を確保するため選挙期日までに、正会員の中より開票立会人若干名を指名する。

- 2 開票は、委員会が開票立会人のもと、選挙終了後直ちに行わなければならない。

(投票の効力)

第13条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聞き、これを決定しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の投票は各号に記載されたように処理する。

- (1) 第11条第1項に違反することが明らかなものは、その投票用紙記入事項のすべてを無効とする。
- (2) 投票用紙の記入が不明確なものは無効とする。ただし、明らかに特定の候補を指す

ことが認定された場合は有効とする。

(当選人の決定)

第 14 条 当選の決定にあたっては、第 3 条及び第 5 条に定める地区毎の定数に応じ、有効投票数の多いものから順次当選人とし、次点は 3 人までを補欠人とする。

2 投票が同数の場合は、委員会において開票立会人のもとで委員長が抽選を行い、当選人を定める。

3 候補者数が代議員定数を超えない地区においては、投票を行うことなく候補者を当選人とする。ただし、欠員は補充しない。

4 当選人が決定した時には、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに会員に選挙結果を知らせなければならない。

(異議の申し立て)

第 15 条 選挙の効力に関して異議のある選挙人又は候補者は、選挙結果発表日より 14 日以内に、文書で委員会に対して異議を申し立てることができる。

(再選挙)

第 16 条 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議・決定し、理事長が報告する。

2 選挙の無効が決定された地区では、それぞれの当該地区において再選挙を行う。

(当選人の繰り上げ補充)

第 17 条 選挙日より 50 日以内に当選人が辞退又は会員の資格を喪失した時は、その地区の補欠人を順次繰り上げて当選人とする。ただし、3 人を超えた場合の欠員は補充しない。

2 委員会により当選の無効が決定された場合には、補欠人 3 人までを繰り上げて当選人とする。

(補欠選挙)

第 18 条 代議員数の減少等により理事会が特に必要と認めた場合には、補欠選挙を実施しなければならない。

2 前項補欠選挙は本選挙に準ずることとする。

(規則の改廃等)

第 19 条 本規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において承認する。

附 則

本規則は、平成 23 年 6 月 3 日より施行する。

本規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

本規則は、平成 25 年 6 月 12 日より施行する。

---

## 代議員選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、公益社団法人日本リハビリテーション医学会代議員選挙に関する規則(以下、「規則」という.)に基づき、代議員選挙について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 規則第6条第5項に基づき、選挙管理委員会(以下、「委員会」という.)の運営に関して必要な事項を次のように定める。

- (1) 本学会の役員及び学術集会長並びに代議員候補者は、委員会委員(以下、「委員」という.)に就任することができない。
- (2) 委員が正会員の資格を失った時は、理事長はその委員を罷免する。
- (3) 委員長は、委員を代表し事務を総理する。ただし、委員長に事故ある時は、委員長が予め職務を代行する委員を指名している場合を除き、互選により委員長代行委員を決定する。
- (4) 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- (5) 全ての議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(立候補届け)

第3条 規則第8条第1項本文中の「文書」には、次の要件が具備されていることを要する。

- (1) 立候補の意志と代議員としての所信表明が明示されていること。
- (2) 立候補を支持する2名の推薦人(正会員)の署名があること。
- (3) その他、所信表明書にある履歴や学会活動に関する事項など、本選挙に関する規定上の要件が具備されていること。

(電磁的方法による投票)

第4条 投票は、原則として学会ホームページを通じて電磁的方法により行う。

2 投票は、所属地区について行い、正会員は支持したい立候補者に対して、地区毎の代議員定数までの任意の数の立候補者にマークを付す方法で実施する。その詳細は別に定める。

3 投票の結果、得票の多い順に地区毎の代議員定数までの者を代議員として選出する。

4 地区毎の代議員定数の最下位において得票数が同数の立候補者が複数名いる場合は、選挙管理委員会は別途に定める方法にて選出者を決定する。

(書面投票)

第5条 選挙管理委員会は電磁的方法による投票が困難な有権者に対し、必要に応じて書

面による投票方法を用意する。

- 2 書面投票は郵送にて行う。その他は第4条に準じる。
- 3 書面による投票を行う者は電磁的投票を行うことはできない。

(無効票)

第6条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 第4条、第5条の方法によらないもの
- (2) 正会員の本人以外の者による投票
- (3) その他不正行為による投票

(代議員の選出)

第7条 投票終了後、選挙管理委員会は第4条、第5条に基づき速やかに代議員を選出する。

- 2 選挙管理委員会は選挙の結果を速やかに理事長に報告し、立候補者に対して通知する。

(選挙事務)

第8条 選挙に関する事務(規則第6条第1項の事務を除く.)は、本医学会事務局において行う。

(選挙日程)

第9条 選挙日程は、理事会が定める。

(内規の改廃)

第10条 本内規の改廃は、理事会の議を経て定める。

附 則

本内規は、平成23年6月3日より施行する。

附 則

本内規は、平成25年6月12日より施行する。